

第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務委託プロポーザル実施要領

第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、西尾市（以下「本市」という。）が、第3次西尾市環境基本計画策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

1. 委託業務の名称

第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務

※本業務は、以下の業務から構成される

- (1) 第3次西尾市環境基本計画策定支援業務
- (2) 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
- (3) 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務

2. 業務の目的

「西尾市環境基本条例」に基づき、平成29年3月に「第2次西尾市環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定、令和4年3月に中間見直しを行い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に実施している。現行計画は、本市の最上位計画である「西尾市総合計画」を環境面で補完するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」等も含めた環境分野のマスタープランとなっている。

また、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化する中、市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減に向けて「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成13年度に策定し、改定を重ねながら取組を進めている。

本業務は、これらの現行計画の進捗状況を把握し、十分に評価するとともに、環境及び地球温暖化に関する国や社会の動向等や本市の現状を整理し、より実効性のある計画として策定、改定を行うことを目的とする。

3. 業務の概要

- (1) 業務名 第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 13,517,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、次に掲げる要件①～⑪を全て満たす者とする。

- (1) 個人を除く企業・研究機関・団体等であること
- (2) 西尾市入札参加資格者名簿に搭載され、以下の営業種目分類に該当すること
大分類 「03: 役務の提供等」 中分類 「16: その他の業務委託等」 小分類 「99: その他」

- (3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当する者でないこと
- (7) 西尾市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第77号）に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係が有る者でないこと
- (8) 愛知県内に本社又は支店（営業所）を有する者であること
- (9) 過去2年間（令和5年度及び令和6年度）に、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の受注実績を有する者であること
- (10) 技術士（環境部門）又はエネルギー管理士の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること
- (11) 本市の現状及び本業務の目的を理解し、本市が実現しようとする脱炭素に向けての取組を積極的に推進する意向がある者であること

5. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は、以下のとおりとする。

項目	日程
公募の開始	令和7年4月 1日（火）
質問の受付期限（様式8）	令和7年4月15日（火）
質問の回答	令和7年4月22日（火）
参加申込書の提出期限（様式1）	令和7年4月28日（月）
参加申込書受付通知（様式2）	令和7年5月 2日（金）
企画提案書の提出期限（様式3）	令和7年5月 8日（木）
一次審査結果通知（様式7）	令和7年5月15日（木）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年5月21日（水）（予定）
審査結果通知（様式10）	令和7年5月27日（火）
業務委託契約の締結	令和7年6月上旬（環境省補助金交付決定後）

※本プロポーザルにおける事前説明会は、実施しないものとする。

6. 参加手続等

参加を表明する者は、参加申込書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

- (1) 参加申込書及び添付書類（以下「参加申込書類」という。）

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式4）
- ウ 業務実績書（様式5）

「4. 参加資格要件」の要件（10）に関する業務実績について記載すること。

- エ 業務責任者・管理技術者・担当技術者の業務経歴書（様式4）

「4. 参加資格要件」の要件(11)に関する資格の取得を証する書類を添付すること。

(2) 参加申込書類の提出

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 令和7年4月28日(月)午後5時までとする。
- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は令和7年4月28日(月)必着)
- エ 提出先 13. 問い合わせ先及び提出先に提出すること

(3) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提案書(様式3)

(イ) 提案内容(任意様式)

A4用紙20ページ以内(両面印刷の場合10枚以内)で作成すること。

(ウ) 業務実績書(任意様式)

過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)並びに類似事業の業務実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(エ) 業務実施体制(任意様式)

- ・環境基本計画、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)策定業務担当編成表(業務担当責任者、主任担当者を含む。)
- ・上述の業務担当編成表に記載された各業務従事者の実務経験年数
- ・業務担当責任者、主任担当者の同種・類似業務実績、現在の手持業務

(オ) 業務工程表(任意様式)

(カ) 見積書(任意様式、税込み)

- イ 提出部数 8部(正本1部、副本7部)
- ウ 提出期限 令和7年5月8日(木)午後5時必着
- エ 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、期限内に必着とする。
- オ 提出先 13. 問い合わせ先及び提出先に提出すること

7. 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届(様式9)を担当課に提出(持参、郵送又はメール)すること。

8. 質問及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年4月1日(火)から4月15日(火)まで

イ 質問の方法

本プロポーザルについて質問のある者は、「質問書（様式8）」に質問事項を記載し、末尾（13. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。

※送信に当たっては、表題を「西尾市環境基本計画策定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）改定支援業務委託についての質問」とすること。

※原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問を受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

ア 回答予定日

令和7年4月22日（火）

イ 回答方法

市ホームページにて回答する。

9. 一次審査（書類審査）

企画提案書の提出者が5者以上ある場合は、事務局において一次審査を実施する。

(1) 審査方法

業務実績及び経費について書類審査を行う。

(2) 審査項目

以下の項目について審査を行い、上位4者を二次審査の参加者として選定する。

ア 提案者の実績・体制に対する評価

イ 経費に対する評価

(3) 審査結果通知

審査結果（様式7）は、令和7年5月15日（木）までに通知する。審査結果に関する質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

10. 二次審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 審査方法

市が設置する選定委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

(2) 審査基準

以下のとおり、審査項目及び客観的評価項目の配点を定める。

(審査項目)

審査項目		審査基準	配点	
実施体制	共通	実務経験	業務担当責任者・主任担当者は、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の策定業務の実績があり、国や県、他自治体を含め、業務に必要な知識・知見を十分に有しているか。	10点
		実施体制	業務を迅速に遂行するために、十分な人員配置・体制が組み込まれているか。また、環境行政に精通した担当者を複数名配置するなど、市担当者との円滑な連携・調整が可能な体制が整っているか。	5点
提案内容	基本計画	業務理解度	業務の目的を理解し、本市の地域特性や課題を的確に把握し、課題解決に向けた適切な手法が示されているか。	10点
		将来ビジョン	SDGsの視点を取り入れ、本市の将来のあるべき環境ビジョンが具体的に示されているか。	10点
	実行計画	将来推計	本市の政策動向や関連計画を踏まえて、本市及び西尾市役所の温室効果ガス排出量の将来推計の適切な検討手法が示されているか。	5点
		削減シナリオ	本市及び西尾市役所の温室効果ガスの削減シナリオについて、具体的な調査・検討手法が示されているか。	5点
		削減対策	本市及び西尾市役所の再生可能エネルギーの導入対策や温室効果ガス削減対策に関する考え方、手法が具体的に示されているか。	5点
	共通	独自性	本市の目標を達成するうえで、独創的かつ効果的な提案が示されているか。	10点
		実施行程	合理的な業務フローにより工程ごとに必要な時間を確保したスケジュールとなっているか。	5点
		取組意欲	プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。質疑への応答は適切であるか。また、業務に対する取組意識が高く、熱意が感じられるか。	5点
	小 計			70点

(客観的評価項目)

評価項目	評価内容		配点	
価格	(提案価格のうち最低価格/貴社の提案価格) × 配点 (20点)		20点	
市内企業	西尾市に本社、支店営業所等を有する者	市内に本社がある。	5点	5点
		市内に支店、営業所がある	3点	
		上記以外で市内在住者を雇用する。	2点	
		上記以外	0点	
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	同種・類似業務の実績が3事業ある。	5点	5点
		同種・類似業務の実績が2事業ある。	3点	
		同種・類似業務の実績が1事業ある。	2点	
		同種・類似業務の実績がない。	0点	
小 計			30点	
合 計			100点	

(3) 配点基準

(2) 審査基準の配点基準は以下のとおりとする。

項目	配点	
非常に優れている	10点	5点
優れている	8点	4点
普通	6点	3点
やや劣っている	4点	2点
劣っている	2点	1点
不適切、記載なし	0点	0点

(4) 実施日時・場所

日時：令和7年5月21日（水）（予定）

場所：西尾市浄化センター大会議室（西尾市長縄町井ノ元60）

(5) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提案者から20分以内で説明を行い、その後10分程度の質疑応答を実施する。

イ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、スクリーンに投影する方法を採ることを認める。スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは本市で用意したものを使用することができるが、パソコン等の機材は提案者において用意すること。なお、企画提案書以外の追加資料は認めない。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は、最大4名とする。

エ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については西尾市の指示に従うこと。

(6) 最優秀提案者の選定方法

ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。

ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

オ 各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(7) 審査結果通知

参加者全員に選定又は非選定の審査結果（様式10）を令和7年5月27日（火）までに通知する。また、

審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

(8) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

ア「4. 参加資格要件」を満たさなくなったとき

イ 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき

ウ 契約の履行が困難と認められるに至ったとき

エ 提案者が、本プロポーザルに関して個別に選定委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があったとき

オ 見積額が委託上限額を超過しているとき

カ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

11. 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、市と事業内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、事業内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

12. その他

(1) 本要領に基づく全ての手続きに関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。

(4) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。

(5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、西尾市個人情報保護条例（平成16年西尾市条例第13号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

(6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

13. 問い合わせ先及び提出先

〒444-0531 愛知県西尾市長縄町井ノ元60番地

西尾市環境部環境保全課

電話：0563-65-3881 FAX：0563-65-3880

メールアドレス：kankyo-h@city.nishio.lg.jp